

簡単・便利

ダイレクト納付 手続マニュアル



国税庁
e-Taxキャラクター
イータ君

ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です

簡単！

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます！

⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダーライタは不要です
(マイナンバーカードをお持ちでない方もご利用できます)

便利！

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です
(徴収高計算書の作成・提出から納付までの手続を1度に行えます)

- 即時又は納付日を指定して納付することができます！

⇒ 資金繰りの調整等にご活用いただけます

ダイレクト納付の一連の手続

	ダイレクト納付手続の一般的な流れ	掲載 ページ
初回 手続	① e-Tax の利用開始手続	2
	② ダイレクト納付利用届出書の提出	2
申告	③ e-Tax で申告書等を作成・送信 ・ 源泉所得税の徴収高計算書データの送信方法を掲載しています！ ・ 税理士による代理送信も可能です！	3~8
納付	④ メッセージボックスに格納された受信通知を確認	9~10
	⑤ 今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを選択し、口座引落し	11
	⑥ メッセージボックスに格納された受信通知により、引落しが完了したことを確認	12

このマニュアルは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）からe-Taxソフト(WEB版)にログインする方法で源泉所得税の徴収高計算書データを送信する方法と、ダイレクト納付により国税を納付する方法をご紹介します。なお、ダイレクト納付は、スマートフォンなどからも利用できます。

《利用開始手続》

手順 1

e-Taxの利用開始手続、納税用確認番号及び納税用カナ氏名・名称の登録

メッセージボックスを活用しやすくするために、メールアドレスの登録をお勧めします。なお、利用開始手続等の詳細は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

また、既に利用開始手続がお済みの方は二重に手続することのないようご注意ください。
e-Taxホームページ>サイトマップ>e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー

手順 2

ご利用される預貯金口座によりダイレクト納付ができることを確認

ダイレクト納付の利用が可能な金融機関及び預貯金口座の種類は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しておりますので、ご確認ください。

国税庁ホームページ ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>納税証明書及び納税手続関係>ダイレクト納付の手続

手順 3

ダイレクト納付利用届出書の作成・提出

ダイレクト納付利用届出書（書面）を作成し、所轄の税務署へ提出してください。届出書の様式や記載方法、所轄の税務署の確認は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>納税証明書及び納税手続関係>ダイレクト納付の手続

手順 4

ダイレクト納付利用開始時期の確認

ダイレクト納付は、届出書の提出から約1か月後に、メッセージボックスに「ダイレクト納付口座の手続完了に関するお知らせ」が格納された日以降に送信する申告書データ等において利用が可能となりますので、メッセージボックスをご確認ください。

こんなときは・・・（利用開始手続の場合）

- **ダイレクト納付の利用開始手続を行った後、メッセージボックスに「届出された金融機関の預貯金口座は利用できないことからダイレクト納付が行えません。」というメッセージが届いた！**

ご提出いただいたダイレクト納付利用届出書に記載された金融機関が、ダイレクト納付に対応していない場合に表示されるメッセージです。

- **振替納税を利用しているが、ダイレクト納付も利用したい！**

振替納税を利用されている方でも、ダイレクト納付の利用は可能です。

なお、「ダイレクト納付利用届出書」を提出された場合でも、振替納税による自動振替はされますので、特に、所得税や消費税の中間申告額をダイレクト納付により納付される場合は、あらかじめ、税務署へご連絡ください。

- **ダイレクト納付の引落口座を変更したい！**

届出されている金融機関は変更せず、引落口座のみを変更する場合は、税務署に「ダイレクト納付変更届出書」を提出してください。

届出されている金融機関を変更する場合は、届出されている金融機関に対する「ダイレクト納付解約届出書」と、変更後の金融機関に対する「ダイレクト納付利用届出書」を併せて、税務署に提出してください。

なお、変更には、約1か月程度かかる場合があります（その他、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。）。

《徴収高計算書データの送信手続》

手順 1

e-Taxソフト(WEB版)へログイン

国税庁e-Taxホームページで、「e-Taxソフト(WEB版)(ログイン)」をクリックします。



「徴収高計算書」・「法定調書(給与所得の源泉徴収票等)」・「納税証明書の交付請求」・「納税手続」がご利用できます。
e-Taxソフトのダウンロードやパソコンへのインストールをせず、WEB上での入力により、申請等が作成できます。

メインメニューで、「ログイン」をクリックします。



「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリックします。

The screenshot shows the login form. A red box highlights the input fields for "利用者識別番号" (User Identification Number) and "暗証番号" (Secret Number). The form includes a table for inputting these details and buttons for "ログイン" (Login) and "キャンセル" (Cancel).

項目名	入力内容
利用者識別番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字) (例)1234-5678-9012-3456
暗証番号	<input type="text"/> (半角英数)
暗証番号の表示	<input checked="" type="radio"/> 暗証番号を表示しない <input type="radio"/> 暗証番号を表示する

ログイン キャンセル

暗証番号をお忘れになった場合は
暗証番号をお忘れになった場合、「秘密の質問と答え」を登録している方は暗証番号の再設定が可能です。
以下の「暗証番号再設定」から暗証番号の再設定を行ってください。

暗証番号再設定

利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は
利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は、変更等届出書を提出する必要があります。
変更等届出書は以下の「変更等届出書の作成・提出」からオンラインで提出することができます。

変更等届出書の作成・提出

手順2 (初回のみ)

利用者情報の登録

徴収高計算書データを初めてe-Taxで送信する場合、利用者情報の登録が必要になります。

1度登録すると、次回からの登録は不要となります。



メインメニューで、「利用者情報の登録・確認・変更」をクリックし、次画面で、「操作に進む」をクリックします。

法人名称等の入力

以下の情報を入力し、「次へ」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
法人番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
法人名称(カナ)	<input type="text"/> (全角カタカナ) (例) カシキキイシヤコゼイショウジ
法人名称	<input type="text"/> (全角) (例) 株式会社国税商事
納税地	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> (例) 100 - 8978 (半角数字) 郵便番号から住所と所轄税務署を検索
	都道府県 <input type="text"/> (例) 東京都
	市区町村 <input type="text"/> (全角) (例) 千代田区豊が岡
	丁目・番地 <input type="text"/> (全角) (例) 3丁目1番1号
ビル名等	<input type="text"/> (全角) (例) 財務ビル201
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
所轄税務署	都道府県を選択してから税務署を選択してください。 都道府県 <input type="text"/> 税務署名 <input type="text"/> 所轄の税務署は「こちらから」を確認ください。
事業内容	<input type="text"/> (全角)
資本金又は出資金額	<input type="text"/> 円(例) 1000 (半角数字) ※カンマは不要です。
経理責任者の氏名	姓 <input type="text"/> (例) 国税 名 <input type="text"/> (例) 太郎 (全角)
税理士等	登録対象者が税理士等であり、今後代理送信を行う方は「該当する」を選択してください。 <input checked="" type="radio"/> 該当しない <input type="radio"/> 該当する

「法人名称等の入力」画面で、必要事項を入力し、「次へ」をクリックします。

代表者情報の入力

以下の情報を入力し、「次へ」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
代表者氏名(カナ)	セイ <input type="text"/> (例) コクセイメイ メイ <input type="text"/> (例) タロウ (全角カタカナ)
代表者氏名	姓 <input type="text"/> (例) 国税 名 <input type="text"/> (例) 太郎 (全角)
代表者住所	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> (例) 100 - 8978 (半角数字) 郵便番号から住所を検索
	都道府県 <input type="text"/> (例) 東京都
	市区町村 <input type="text"/> (全角) (例) 千代田区豊が岡
	丁目・番地 <input type="text"/> (全角) (例) 3丁目1番1号
ビル名等	<input type="text"/> (全角) (例) 財務ビル201
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)

「代表者情報の入力」画面で、必要事項を入力し、次画面で、入力内容を確認の上、「登録」をクリックします。

メインメニューで、「申告・申請・納税」をクリックすると表示される画面で、新規作成の「操作に進む」をクリックします。

メインメニュー

④ e-Taxソフト(WEB版)では、ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンは押さないでください。

ご利用になりたいメニューを選んでください。

- 申告・申請データ(拡張子「.txt」)の内容を確認する方はこちら
- e-Taxから発行された納税証明書、電子申請等証明書、即時通知の内容を確認する方はこちら
- ご利用環境のチェックを行う方はこちら

利用者情報の登録・確認・変更 >> こちらから

申告・申請・納税 >> こちらから

送信結果・お知らせ >> こちらから

利用者情報は登録済みです

申告・申請データの基本情報となる氏名、住所等の情報を登録します。また、登録情報の確認・変更ができます。

国税に関する申告、納税及び申請・届出等の各手続きについてデータの作成・再開・送信ができます。また、作成済み申告・申請データの送信と同時に添付書類(PDF)の送信も行うことができます。

申告・申請・納税

ご利用になりたいメニューの「操作に進む」ボタンを押してください。

新規作成

申告・申請データを新規で作成します。
※ 法定調書については、新規分、追加分、訂正分及び無効分の作成が可能です。

操作に進む

作成再開

作成中申告・申請データ(拡張子「.webx」)を読み込んで作成を再開します。

操作に進む

作成済みデータの利用

作成済み申告・申請データ(拡張子「.txt」)を読み込み、表示、印刷、電子署名及び送信します。
また、作成済み申告・申請データと同時に添付書類(PDF)の送信を行います。
添付書類(PDF)を添付可能な手続きは、添付できる添付書類(PDF)の種類、添付するファイルのサイズに制限があります。詳細はこちらを参照ください。

操作に進む

戻る

ページ先頭へ

作成する計算書を選択します。

作成手続きの選択

本サイトでは以下の手続きを作成することができます。
作成する手続きを選択してください。

申告・申請・納税

納付情報を登録する ?

納付情報登録依頼 (納税手続の開始)

納税証明書の交付請求を行う ?

納税証明書の交付請求(署名省略分)

納税証明書の交付請求(書面交付用)

納税証明書の交付請求(電子交付用)

徴収高計算書を提出する ?

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)

報酬・料金等の所得税徴収高計算書

提出先税務署等の入力

提出先税務署欄には登録済みの所轄税務署を表示しています。提出先税務署等を変更したい場合は訂正してください。全ての項目について入力、確認が完了後、「次へ」ボタンを押してください。

提出先税務署等の入力

項目名	入力項目
提出先税務署等 ※必須	リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。 (1)都道府県 <input type="text" value="東京都"/> (2)税務署名 <input type="text" value="麹町"/> 提出先の税務署名は「こちら」からご確認ください。

戻る

次へ

ページ先頭へ

提出先の税務署を選択し、「次へ」をクリックします。

「納期等の区分」を入力し、「作成区分」を選択の上、「次へ」をクリックします。

申告書等の作成 1/2

記載要領書

計算書の作成に当たっての留意事項

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分けて入力します(1ステップ目)。

1 納期等の区分及び区分の入力

納期等の区分となる源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、区分を選択してください。入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

納期等の区分 ※必須

平成

29

年

4

月

支払分源泉所得税及び復興特別所得税 (半角数字)

作成	区分	説明
<input checked="" type="checkbox"/>	俸給・給料等	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。
<input type="checkbox"/>	賞与 (役員賞与を除く。)	役員に対して支払った賞与以外の賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。)、又は、必要経費に算入した賞与について記載します。
<input type="checkbox"/>	日雇労働者の賃金	日々雇い入れられる者(日雇労働者など)に支払う賃金で日額表の内欄を適用して 所得税の源泉徴収を行っているものについて記載します。
<input type="checkbox"/>	退職手当等	退職手当や一時恩給(所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。)などについて記載します。
<input type="checkbox"/>	税理士等の報酬	弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
<input type="checkbox"/>	役員賞与	法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対して支払った賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。))について記載します。

2 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

戻る

保存

次へ

ページ先頭へ

手順 3 - 3

徴収高計算書データの作成③

申告書等の作成 2/2

記載要領書

計算書の作成に当たっての留意事項

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分けて入力します(2ステップ目)。

① 納期等の区分及び区分の入力 (完了)

② 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

各区分について、支払年月日・人員・支給額・税額を入力してください。入力完了後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

「区分」欄で
該当する計算書を選択し、

「支払年月日」
「人員」
「支給額」
「税額」等

を入力の上、
「次へ」をクリックします。

区分	会計年度 (千角数字)		人員 (千角数字)	支給額 (千角数字)	税額 (千角数字)
	平成	29 年度			
給与・給料等(01)	平成	29 年 4 月 20 日	10 人	2,000,000 円	100,000 円
給与(役員給与を除く。)(02)					
日雇労働者の賃金(06)					
退職手当等(07)					
税理士等の報酬(08)					
役員給与(09)					
同上の支払確定年月日				年末調整による 不足税額(04)	
				年末調整による 超過税額(05)	
				本税 ※自動計算	100,000 円
				延滞税	
				合計額 ※自動計算 ※必須	100,000 円

納期等の区分
平成 29 年 4 月
支払分源泉所得税及び
復興特別所得税

摘要
定型文入力 摘要欄クリア

所得税徴収高計算書用紙の送付の要否
 要 否

戻る 保存 次へ

入力内容の確認・訂正

入力した内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックしてください。また、「確認・変更」ボタンを押下することで、住所等の利用者情報の変更を行うことができます。
入力内容の訂正を行う場合は、「戻る」ボタンをクリックして入力画面に戻り、訂正してください。
「印刷」ボタンを押下すると帳票イメージをPDF形式でダウンロードします。

32309	平成 28	税務署	税務番号	110	整理番号
区分	支払年月日	人員	支給額	税	納期等の区分
給与・給料等 (01)	平成 29 年 4 月 20 日	10 人	2,000,000 円	100,000 円	平成 29 年 4 月 支払分源泉所得税 及び復興特別所得税
給与(役員給与を除く。)(02)					
日雇労働者の賃金(06)					
退職手当等(07)					
税理士等の報酬(08)					
役員給与(09)					
同上の支払確定年月日				年末調整による 不足税額(04)	
				年末調整による 超過税額(05)	
				本税	100,000 円
				延滞税	
				合計額	100,000 円

住所 (電話番号 03 - 1111 - 2222)
〒100-0001 東京都千代田区千代田1丁目1-1
株式会社国税商事

所得税徴収高計算書用紙の送付の要否
 1 送付不要 2 送付希望

項目名 入力内容
提出先:税務署等 ※必須
(1)都道府県 東京都 (2)税務署名 税務

項目名 利用者情報の確認・変更
利用者情報 [確認・変更]

戻る 印刷 保存 次へ

入力した内容の確認をします。
なお、入力内容の確認には、
「印刷」ボタンを
ご活用いただくこともできます。
確認の結果、
入力内容に誤りがない場合は、
「次へ」をクリックしてください。

手順4

徴収高計算書データの送信

入力した内容を再度確認し、「送信」をクリックします。

 受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

- この手続きを利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。
- 手続きを保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。
- この手続きには税務代理権限証書を添付できます。添付する場合は、「添付書類」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
手続き名称	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)
氏名又は名称	株式会社国税商事
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	麹町税務署
添付書類	なし
提出年月日	平成29年5月10日

[ページ先頭](#)

確認メッセージが表示されますので「はい」をクリックします。

e-Taxソフト(WEB版) 株式会社国税商事様ログイン中

申告・申請・納税 新規作成(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般))

作成手続きの選択 ▶ 手続きの作成 ▶ 入力内容の確認・訂正 ▶ 受付システムへの送信 ▶ 送信結果の確認

 受付システムへの送信

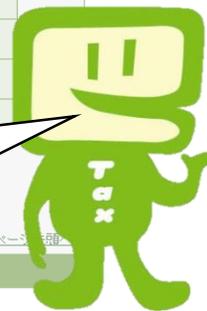
以下の手続きを受付システムへ送信します。

- この手続きを利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。
- 手続きを保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。
- この手続きには税務代理権限証書を添付できます。添付する場合は、「添付書類」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
手続き名称	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)
氏名又は名称	株式会社国税商事
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	麹町税務署
添付書類	なし
提出年月日	平成29年5月10日

受付システムへの送信
手続き「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)」を
受付システムへ送信しますか？

これで徴収高計算書データの送信は終了です。
これにより、メッセージボックスに受信通知が格納されます。
受信通知は、次ページの画面か、5ページの画面のメインメニュー、「送信結果・お知らせ」からご確認ください。



《納付手続》

手順 1

e-Taxへログイン

受信通知を確認するために、国税庁e-Taxホームページの、「メッセージボックスの確認（受付システムへのログイン）」をクリックします。

The screenshot shows the e-Tax homepage. A callout box on the right highlights a button labeled 'メッセージボックスの確認 (受付システムへのログイン)'. Below it are buttons for 'メールアドレス登録のお願い' and '利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合'. The main page features navigation links for '個人でご利用の方' and '法人でご利用の方', and a 'メッセージボックス' section with a red notification icon.

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

メッセージボックスや還付金の処理状況などが確認できます。
利用者識別番号と暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

受付システム ログイン

利用者識別番号

暗証番号

暗証番号を表示する

暗証番号をお忘れになった場合
「秘密の質問と答え」及び「メールアドレス」を登録している方は、次の「暗証番号再設定」から暗証番号の再設定を行ってください。
[暗証番号再設定](#)

「秘密の質問と答え」又は「メールアドレス」を登録していない方は、次の「変更等届出へ」から変更等届出書を提出してください。
また、利用者識別番号をお忘れになった方も、次の「変更等届出へ」より変更等届出書を提出してください。
[変更等届出へ](#)

「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリックします。

メインメニューで、メッセージボックス一覧の「確認画面」をクリックします。



ダイレクト納付を行う「手続き名」をクリックします。



税理士による代理送信をされている方で、どの受信通知を選べばよいか分からないときは、税理士へご確認ください。

手順3

ダイレクト納付の指示

すぐに引落しを行う場合は「今すぐに納付される方」を、
後日に引落しを行う場合は「納付日を指定される方」をクリックします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中
受付システム

メール詳細 (納付区分番号通知) 閉じる

送付されたデータを受け取りました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡。

申告内容

利用税額印番号	
氏名又は名称	
代表者氏名	
発行番号	
受付日時	2017/05/10 18:43:30
納付先	国税庁
税目	源泉所得税及復興特別税
申告区分	自 平成29年04月
課税期間	至
合計金額	100,000
納付期計算書の送付の要否	送付不要

送付されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

ダイレクト納付

専念した預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐに納付される方 納付日を指定される方

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務職員に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日時は申請データを提出した日付となります。
なお、「送付された申請等データの約題」ボタンからは、申請等データの「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

送信されるデータの内容

今すぐに納付される方

納付内容を確認した上、「はい」をクリックすることで、届出した預貯金口座から国税を引落しします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中
受付システム

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。
届出された預貯金口座の内容と納付内容をご確認いただき、内容に誤りが無ければ、以下のボタンで実行してください。
納税が納期後に遅れた場合には、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	国税庁
税目	源泉所得税及復興特別税
申告区分	
課税期間 (自)	平成29年04月
課税期間 (至)	
登録名義	ノウゼイ
金融機関名	農ヶ國銀行 本店
預金種別	普通預金
口座番号	1234567891234
納付金額	100,000円

上記登録内容で、納付を行いますか。

はい いいえ

Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

納付日を指定される方

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中
受付システム

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。
届出された預貯金口座の内容と納付内容をご確認いただき、内容に誤りが無ければ、以下のボタンで実行してください。

! 預貯金口座からの振替は、指定された納付日の朝から開始します。前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

納税が納期後に遅れた場合には、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	国税庁
税目	源泉所得税及復興特別税
申告区分	
課税期間 (自)	平成29年04月
課税期間 (至)	
登録名義	ノウゼイ
金融機関名	農ヶ國銀行 本店
預金種別	普通預金
口座番号	1234567891234
納付金額	100,000円

納付日を設定してください。
納付日は、原則として納期前までしか指定できません。
納付日は、休日・祝日及び12月30日・1月3日は指定できません。

納付日 平成 29 年 5 月 15 日

上記登録内容で、納付を行いますか。

はい いいえ

Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

納付内容を確認した上、「納付日」に引落日を入力し、「はい」をクリックすることで、指定した日に、届出した預貯金口座から国税を引落しします。

! **ご注意ください!**

ご利用される金融機関によって、引落しの時間が異なりますので、引落日の前日までに、預貯金口座の残高を確認してください。

再度メッセージボックスを開き、「ダイレクト納付完了通知」をクリックし、納付手続結果（引落とし結果）を確認します。

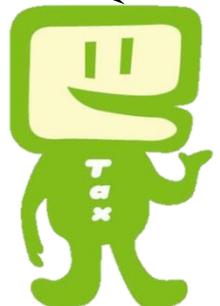


ご注意ください！

残高不足などにより納付手続ができていない場合、メッセージボックスにその内容が表示されますので、「ダイレクト納付完了通知」の内容を必ずご確認ください。



これで納付手続は終了です。



こんなときは・・・(納付手続の場合)

○ 納付日の指定をしたが、納付日を変更したい！

メッセージボックスで、変更を希望するダイレクト納付の受信通知を開いていただき、「納付期日の取消し」をクリックすることで、ダイレクト納付の指示が取り消されますので、改めてダイレクト納付の手続を行ってください。

○ ダイレクト納付手続を行った後、メッセージボックスに「残高不足のため、届出された預貯金口座からの引き落としができませんでした。」というメッセージが届いた！

届出された預貯金口座の残高を確認の上、再度、手続してください(手順3の通知から、再度のダイレクト納付手続が可能です。)

○ 税務署に社名変更の届出をしたのに、ダイレクト納付完了通知の社名が変わっていない！

ダイレクト納付完了通知に表示される社名は、ご自身でe-Taxに登録した「納税用カナ氏名・名称」が表示されますので、自動的に変更になりません。登録内容を変更すれば、次回からは変更後の名称が表示されます。なお、名称の変更方法はe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください(個人の方も同様です。)

○ ダイレクト納付手続を行った後、メッセージボックスに「納付金額が、届出された金融機関の利用可能額を超えていることから、ダイレクト納付が利用できません。」というメッセージが届いた！

ダイレクト納付で引落とし指示をかけた金額が、届出された金融機関のダイレクト納付に対応していない場合に表示されます。各金融機関の利用可能額(桁数)は、国税庁ホームページをご覧くださいか、各金融機関にお問合せください。

なお、e-Taxの「納付情報登録依頼」機能を利用し、複数回ダイレクト納付を行うことで、各金融機関の利用可能額を超える納付を行うことも可能です。

その他の電子納税 (インターネットバンキング等)

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング等を利用して電子納税ができます。

インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関(インターネットバンキング等の利用の可否)については、Webサイト「ペイジー(www.pay-easy.jp)」でご確認ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 電子納税を利用する場合も、事前にe-Taxの開始手続が必要となります。

電子納税の利用可能時間

電子納税は、e-Taxの利用可能時間内、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間内でご利用ができます。e-Taxの利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q & A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

入	力	訂	正	入	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
C 口座番号相違 H その他
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

(認証番号)